

三 三重県における男女共同参画の現状

1	三重県における現状と課題	-----	9
2	三重県における男女共同参画に関する意識	-----	16

1 三重県における現状と課題

I 職業生活における女性活躍の推進

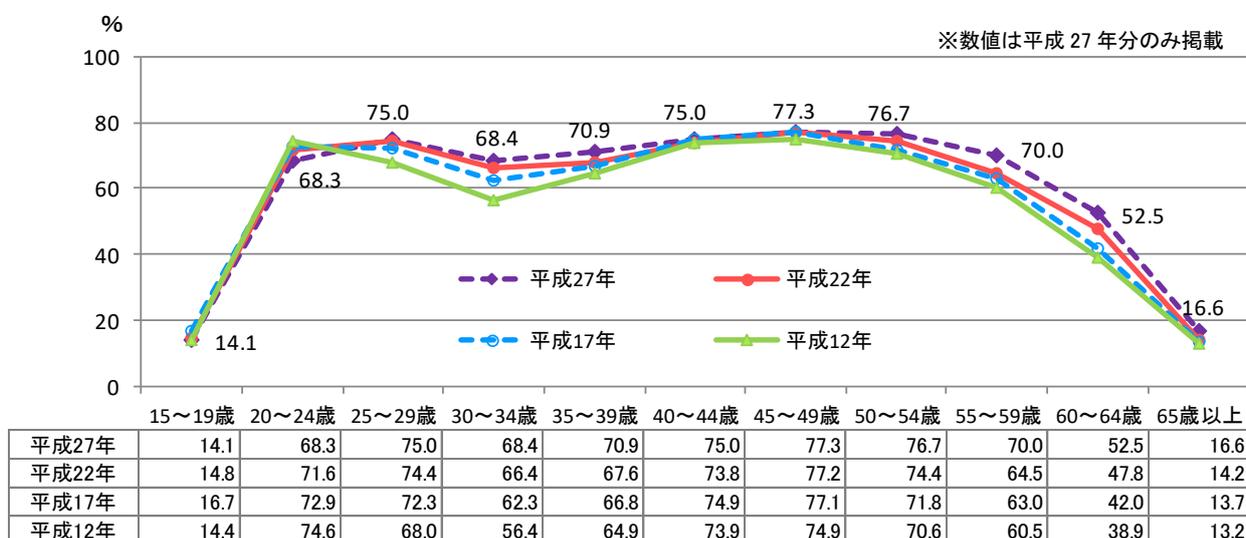
I-1 雇用等における女性活躍の推進

①職業生活における女性の活躍

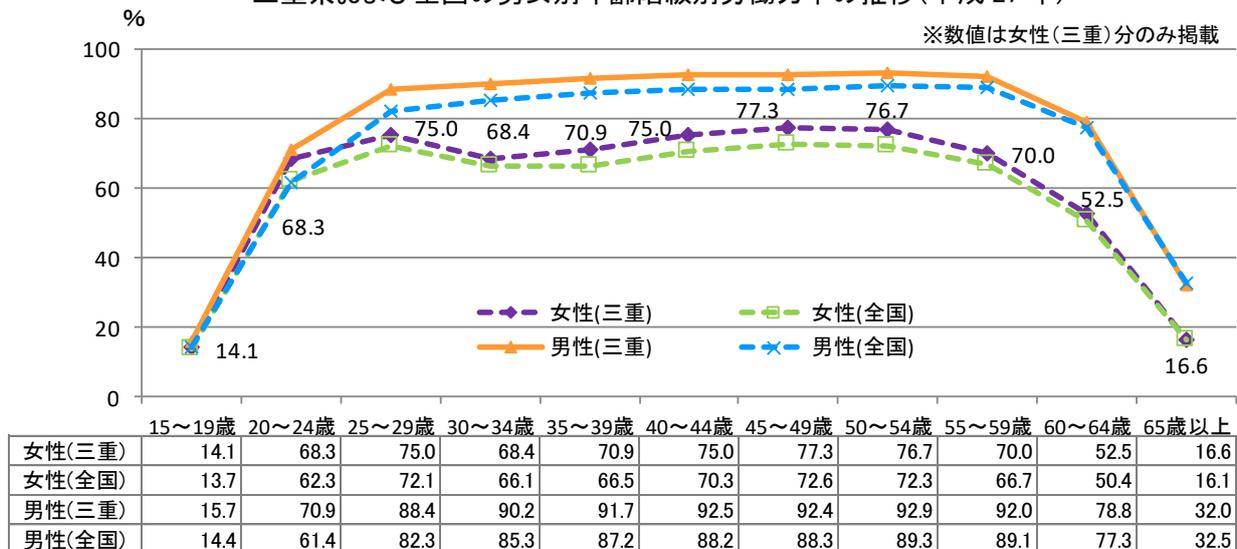
年齢階級別にみた県内の女性の労働力率は、25～29歳および45～49歳を頂点とする緩やかなM字カーブを描いています。30～34歳では、平成12年の56.4%から平成27年は68.4%に上昇し、M字の谷が浅くなっている状況が読み取れます。

全国と比較すると、M字の谷は30～34歳、最も高い頂点は45～49歳と共通していますが、労働力率は全ての年代において全国より高くなっています。特に20～24歳は6.0ポイント、35～54歳では4.4～4.7ポイント上回っています。

三重県の女性の年齢階級別労働力率の推移



三重県および全国の男女別年齢階級別労働力率の推移(平成27年)



※いずれも国勢調査から作成

また、県内における多様な就労形態を導入している事業所の割合は、平成 19 年度の 23.1%から、令和 2 年度は 80.7%となり大幅に増加しました。

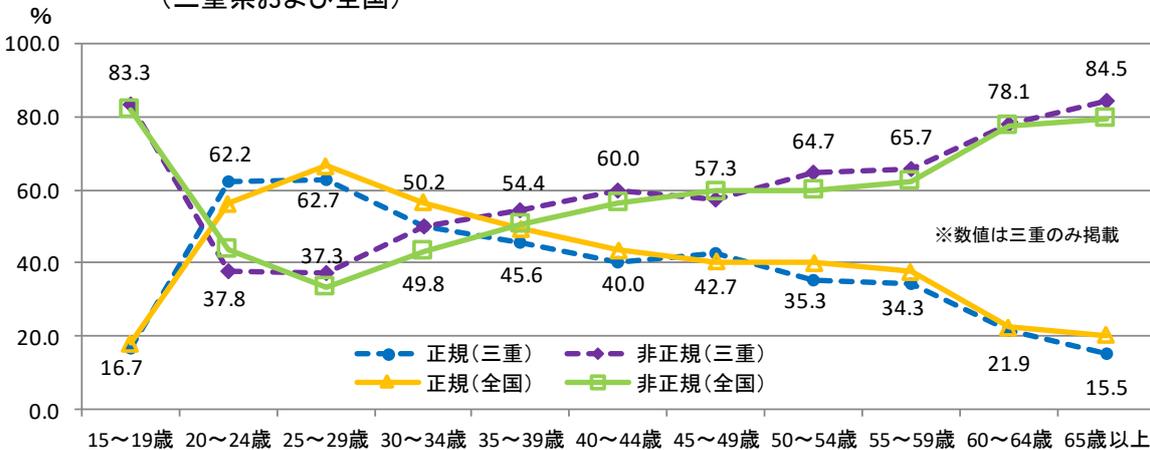
就労を希望する女性が「仕事」と「家庭」のいずれかの選択を迫られることなく、個性と能力を發揮し、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、長時間労働を前提とした働き方の改革、男性の子育てや介護への参画等を推進していくことが必要です。

さらに、さまざまなハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、社会制度や慣行の見直しを進めることも重要です。

②非正規雇用の状況

県内の女性の雇用形態に関して、正規・非正規別の年齢階級別割合をみると、30～34 歳から非正規の割合が正規を上回っており、これは全国よりも早い傾向です。25～44 歳の年代では、一貫して非正規の割合が全国よりも高い状況にあります。

女性有業者(雇用者)の年齢階級別正規・非正規の従業員・職員の割合
(三重県および全国)



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
正規(三重)	16.7	62.2	62.7	49.8	45.6	40.0	42.7	35.3	34.3	21.9	15.5
正規(全国)	18.1	56.2	66.4	56.6	49.4	43.5	40.3	40.2	37.6	22.4	20.4
非正規(三重)	83.3	37.8	37.3	50.2	54.4	60.0	57.3	64.7	65.7	78.1	84.5
非正規(全国)	81.9	43.8	33.6	43.4	50.6	56.5	59.7	59.8	62.4	77.6	79.6

※平成 29 年就業構造基本調査から作成(各内訳項目を足したものを総数として割合を算出)

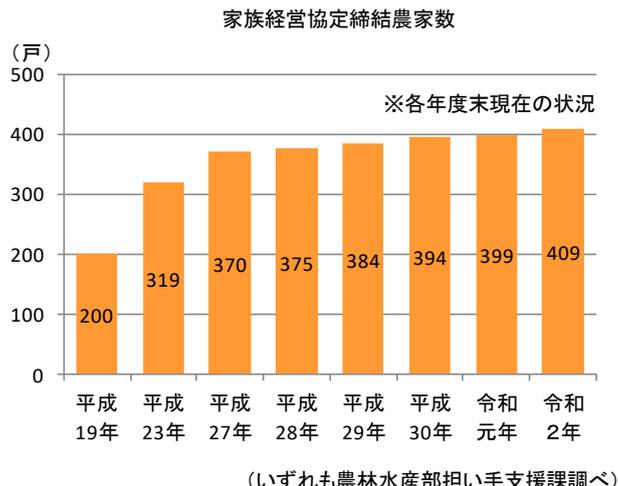
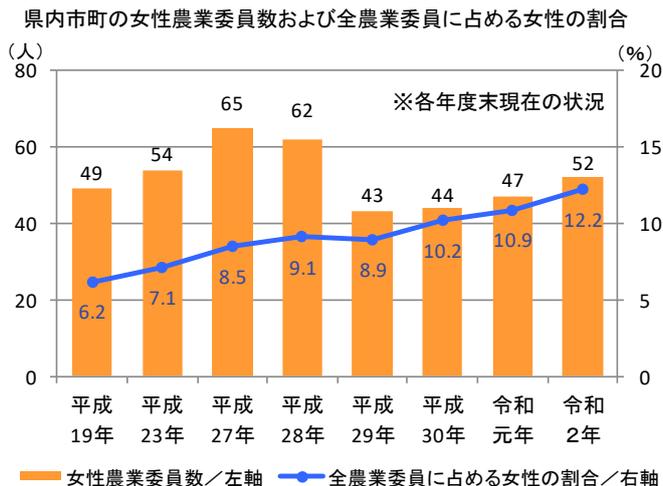
I-Ⅱ 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

農業委員会法の改正により、平成 28 年 4 月以降に改選のあった市町において農業委員の定員が大幅に減り、県内市町の女性農業委員数は減少しましたが、平成 29 年度以降、女性農業委員数および全農業委員に占める女性の割合は増加しています。また、家族経営協定締結農家数も増え続けており、平成 19 年度の 200 戸から令和 2 年度は 409 戸へと倍増しています。

女性農業委員により、政策・方針決定過程に女性の意見を反映するとともに、家族経営協定締結農家が増えることで、男性と対等なパートナーとして女性の経営参画を推進することにつながることから、引き続き取組を進めていく必要があります。

6 次産業化等の新たな取組が進展する中で、女性の役割が重視されているため、女性が働きやすい就業環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスをさらに推進していくことが必要です。

また、女性の視点を生かしながら、農業や畜産等の分野における女性の活躍を促進する取組も求められます。



I-III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

県内における、6歳未満の子どもがいる世帯の夫(夫婦と子どもの世帯)の家事・育児関連時間(1日平均)は、国の社会生活基本調査によると、平成23年の65分から平成28年は84分に増加し、全国平均を上回る結果となったものの、妻(平成23年:476分、平成28年:439分)に比べて低い水準で推移しています。

働く場での育児休業等の制度利用が進むなど、男性が子育てに参画しやすくなる環境づくりを推進するとともに、啓発等の取組を通じて、男性の育児参画に係る気運の醸成を図っていく必要があります。

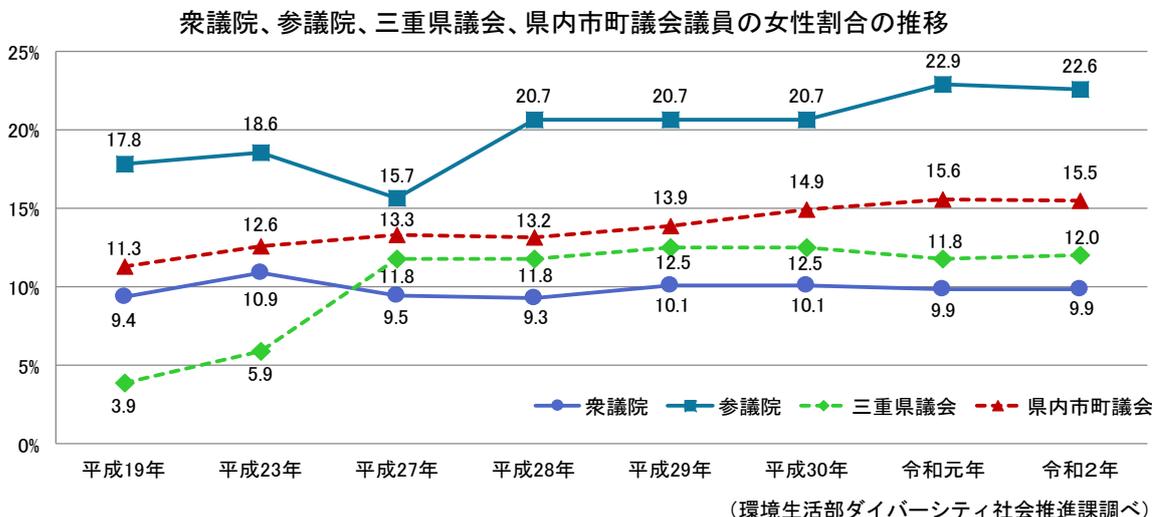
II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

II-1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

① 県議会等における女性議員の割合

三重県議会の女性議員数は、平成31年4月の改選後も引き続き6名となり、現在に至っています。県議会および県内市町議会における女性議員の割合は、いずれも全国平均を上回っています。

令和3年6月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、ハラスメントへの対応の新設など、取組が強化されました。多様な意見を反映するため、引き続き女性議員の割合を高めることが必要です。

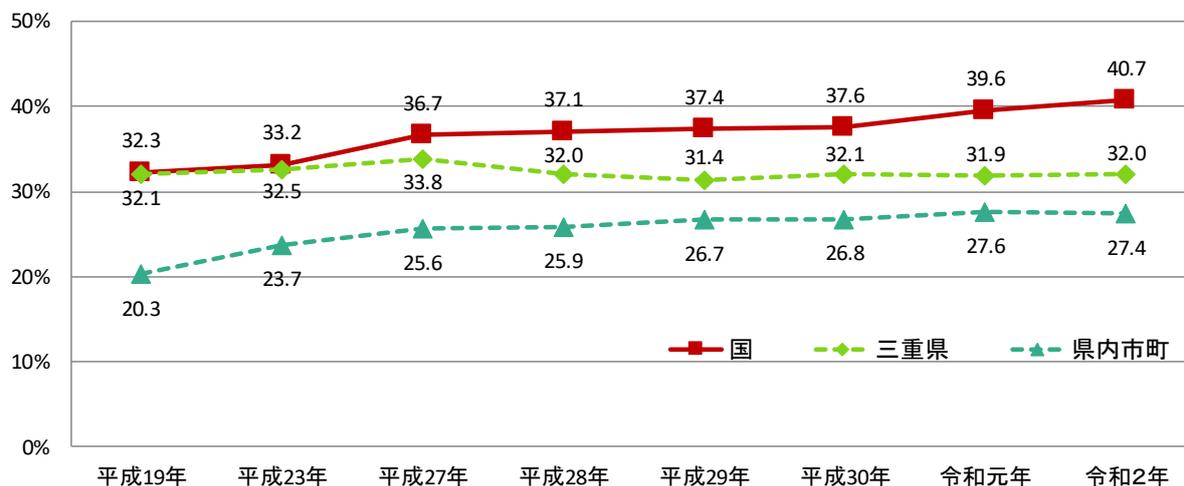


②審議会等における女性委員の割合

三重県の審議会等における女性委員の割合は、平成19年度以降31～33%台で推移しており、横ばいの状況です。

女性の割合が低い分野において、人材の育成や発掘に一層力を入れて取り組むとともに、女性の意見を反映していく必要性を社会全体で共有できるよう、啓発等を推進していくことが必要です。

審議会等における女性委員割合の推移



(環境生活部ダイバーシティ社会推進課調べ)

Ⅱ－Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

①意識の普及

令和元年度に県が実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」において、家庭における役割分担について尋ねたところ、「ほとんど妻がしている」と「妻が中心だが夫も手伝う」を合わせた割合は、「食事の支度」(89.3%)、「洗濯」(84.4%)、「食事の後片付け」(81.6%)などで高くなっています。

前回の調査(平成27年度実施)と比較すると、全ての分野において「平等に分担している」の割合は増加しているものの、家庭における家事等の役割分担は主に妻が担う偏りのある現状が見られることから、引き続き、啓発を推進していく必要があります。

②教育の推進

県教育委員会の調査によると、県内の公立の各幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校においては、平成16年度から男女共同参画に関する校内研修を実施しており、その割合は平成16年度の53.2%から令和2年度は84.0%に増加しています。同様に、教科等に男女共同参画の視点を位置づけた割合は、平成16年度の76.0%から令和2年度は98.0%に増加しています。

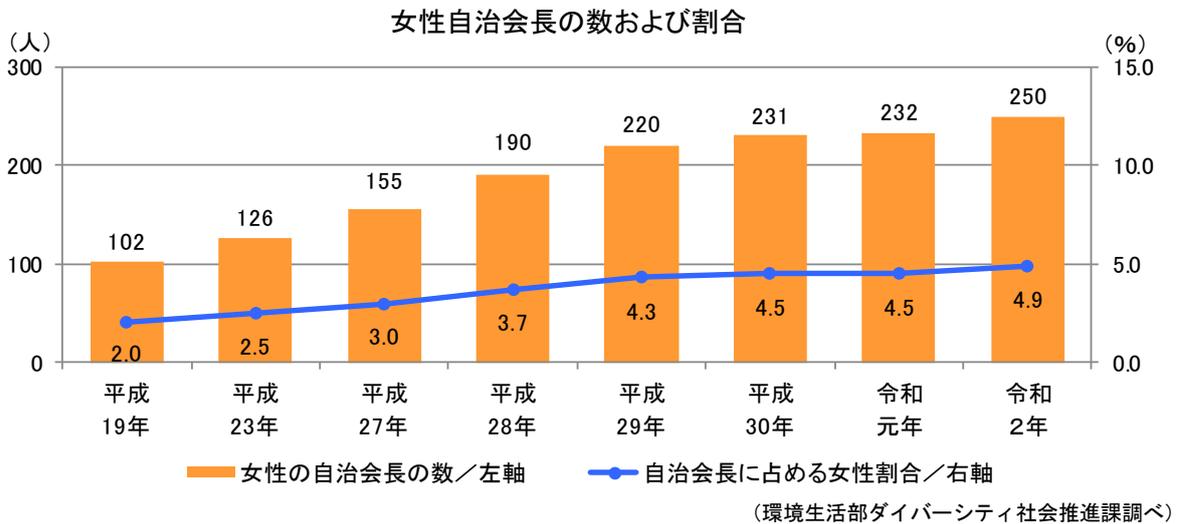
引き続き、学校だけでなく、家庭や地域、職場等において、男女共同参画の意識の普及に向けた教育や啓発を実施していくことが必要です。

Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

Ⅲ-Ⅰ 家庭・地域における男女共同参画の推進

県内における女性自治会長の割合は、平成19年度の2.0%から増加傾向にあり、令和2年度は4.9%になりましたが、まだまだ低い水準です。

人口減少や高齢化が加速する中で、地域の活力を維持するためには、多様な地域課題に対して、性別に関わらず一人ひとりが対等な立場で参画し、取り組んでいくことが求められます。



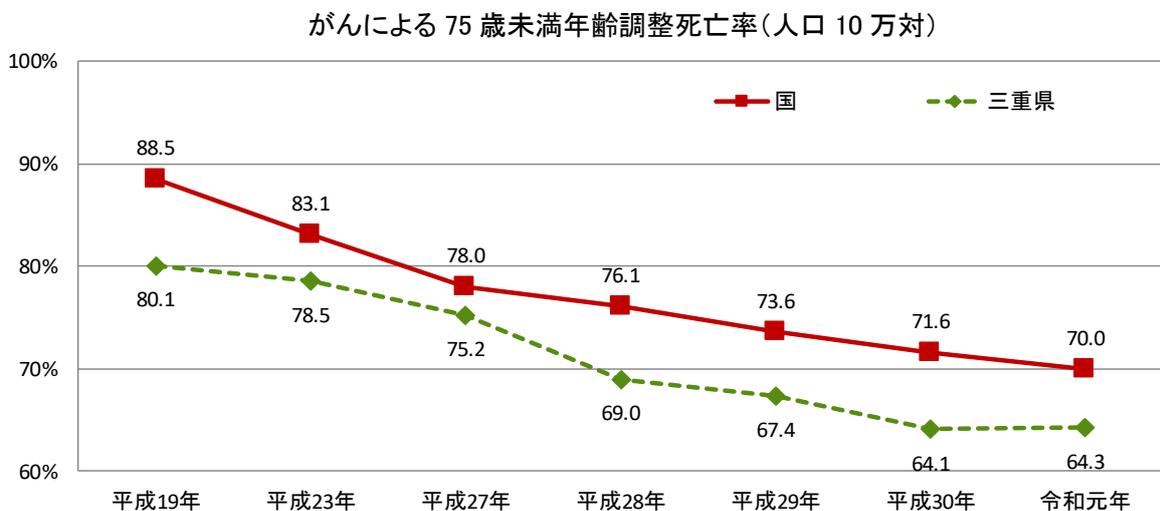
Ⅲ-Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

① 男女の健康づくり

本県のがんによる75歳未満年齢調整死亡率は、平成19年の80.1%から令和元年は64.3%へと改善し、全国で5番目に低い値となりました。

がん検診の受診率は、平成19年度の乳がん13.4%、子宮頸がん14.3%に対して、令和元年度は乳がん40.8%、子宮頸がん44.3%となっています。

引き続き、がんに関する正しい知識や生活習慣の改善について啓発を行うとともに、企業、関係機関・団体、市町と連携しながら、ライフステージに応じた健康づくりの取組を推進する必要があります。



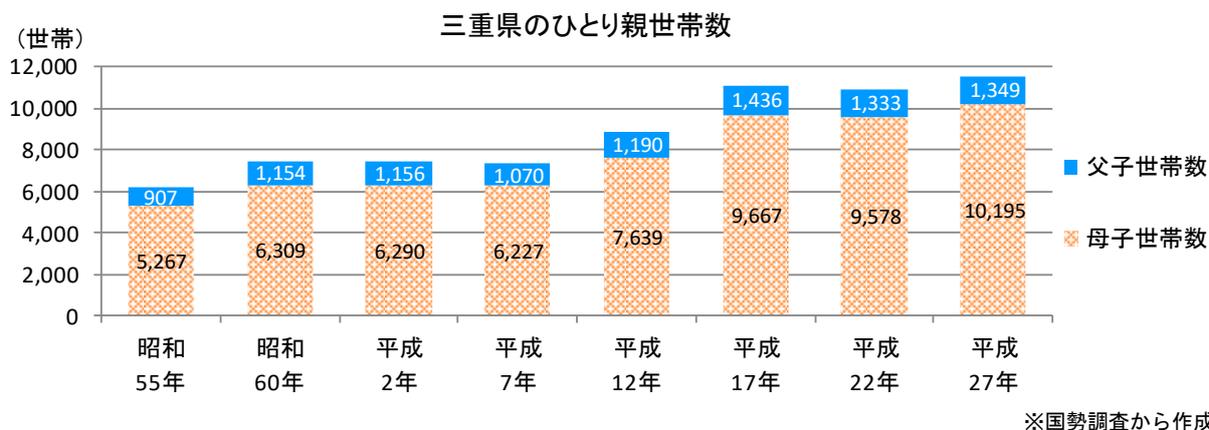
※国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」から作成

②生活の支援

近年の社会経済情勢の変化により、非正規労働者やひとり親世帯が増加しています。女性であることで複合的に困難な状況に陥ることのないよう、さまざまな分野できめ細かい支援等を行う必要があります。

また、LGBT等当事者を取り巻く状況については、社会の理解が追い付いていないために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題が生じています。県では、性の多様性について社会の理解を広げていくため、令和3年4月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行しました。

今後とも、こうした人びとが、学校や職場、地域等において安心して生活できるよう、啓発等の取組を進めることが求められています。



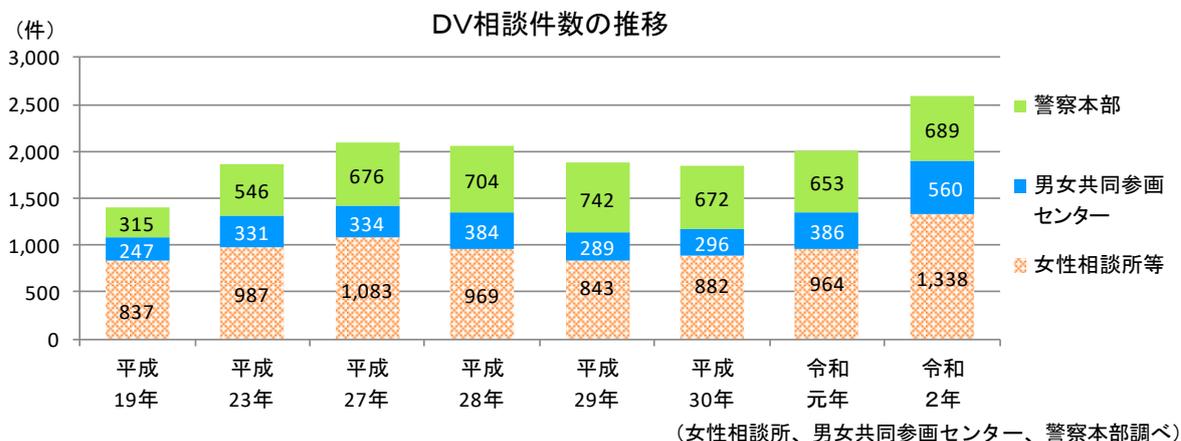
Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

①DV防止の取組

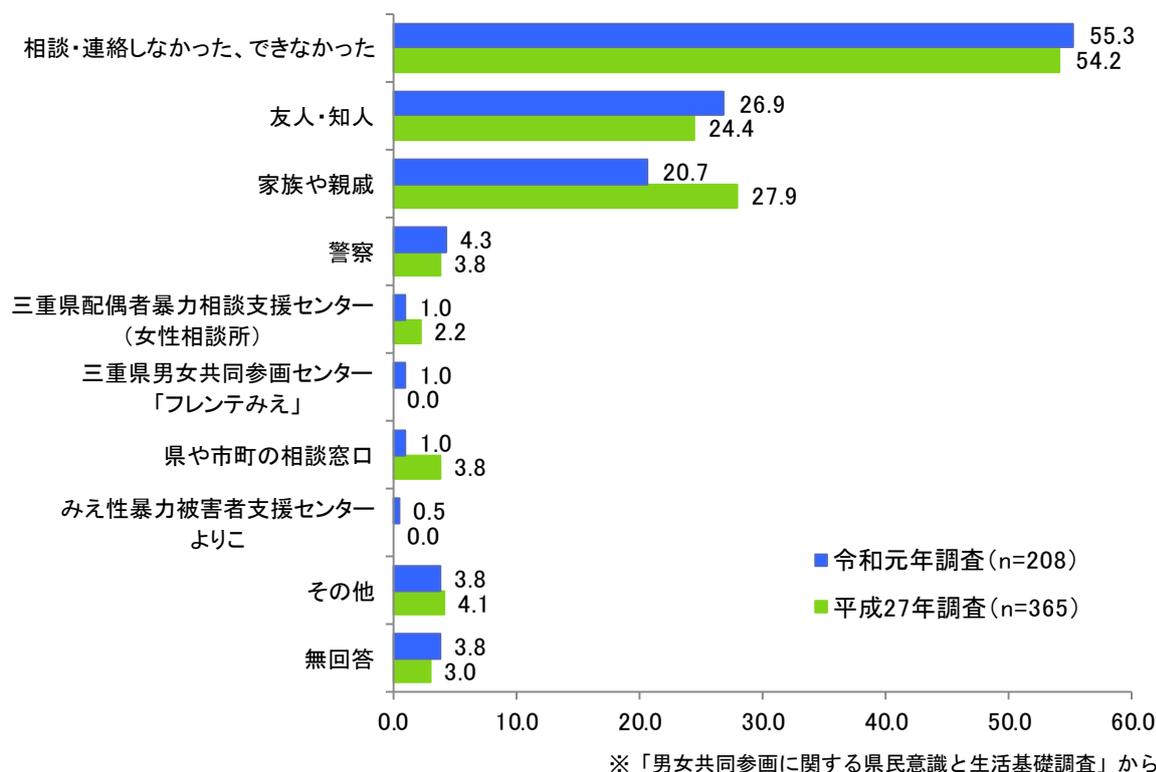
県内におけるDV相談件数は、平成19年度の1,399件から増加傾向にあり、特に令和元年度の2,003件から令和2年度は2,587件と大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響による被害の深刻化などが懸念されます。

また、令和元年度に県が実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」では、DVの被害を受けた時に「相談・連絡しなかった、できなかった」の割合が55.3%と最も高くなっています。

DVの予防と根絶に向けて、暴力を容認しない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、DVの被害を潜在化させず、被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら、相談機関の周知等を進める必要があります。



配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談した相手・機関



②性犯罪・性暴力への対策

被害に遭われた方が安心して相談でき、心身の健康の回復を図るための総合的な支援を行うワンストップ支援センターとして、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営を平成27年6月1日から開始し、被害に遭われた方の気持ちに寄り添った電話相談・面接相談・法律相談および付添い支援等を行っています。相談件数は、令和元年度の331件から令和2年度は623件となり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、相談件数は大幅に増加しています。

性暴力被害は、その被害の性質上潜在化しやすく、誰にも相談できずにいる被害者が多数いると推測されます。性犯罪・性暴力を社会から根絶するためには、性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であるという認識を広め、抑止を図り、被害者が躊躇なく支援を求められる社会の形成が必要です。

今後も、被害に遭われた方が安心して必要な相談や支援等を受けることができるよう、関係機関等と連携して取組を進める必要があります。

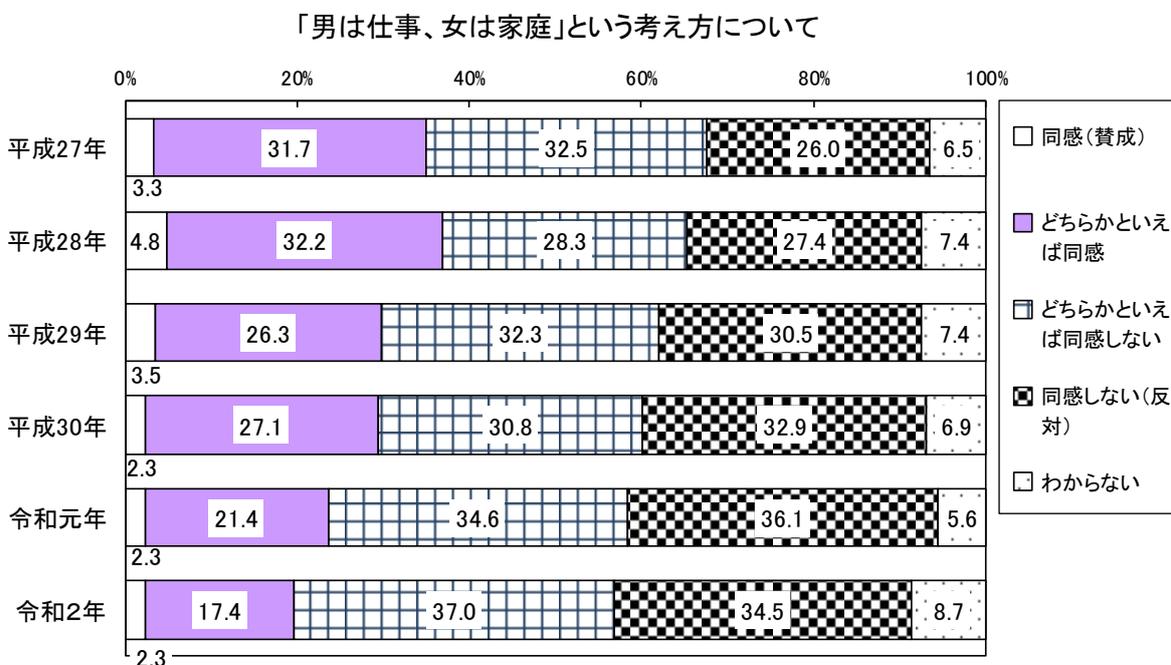
2 三重県における男女共同参画に関する意識

性別による固定的な役割分担意識は徐々に薄くなっている一方、社会全体における男女の地位の平等感は、男性優遇感が依然として根強く残っています。

また、女性の職業への関わり方については、出産後も働き続けることを選択する割合が最も高くなっています。

①固定的な性別役割分担意識について

令和2年度に県が実施したe-モニター調査において、「『男は仕事、女は家庭』という考え方について、どう思いますか」と尋ねたところ、令和元年度と比べ、「同感する（考え方に賛成）」と「どちらかといえば同感する」を合わせた割合は4.0ポイント減の19.7%、「同感しない（考え方に反対）」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合は0.8ポイント増の71.5%となっており、固定的な性別役割分担意識が徐々に改善されてきていることが窺えます。

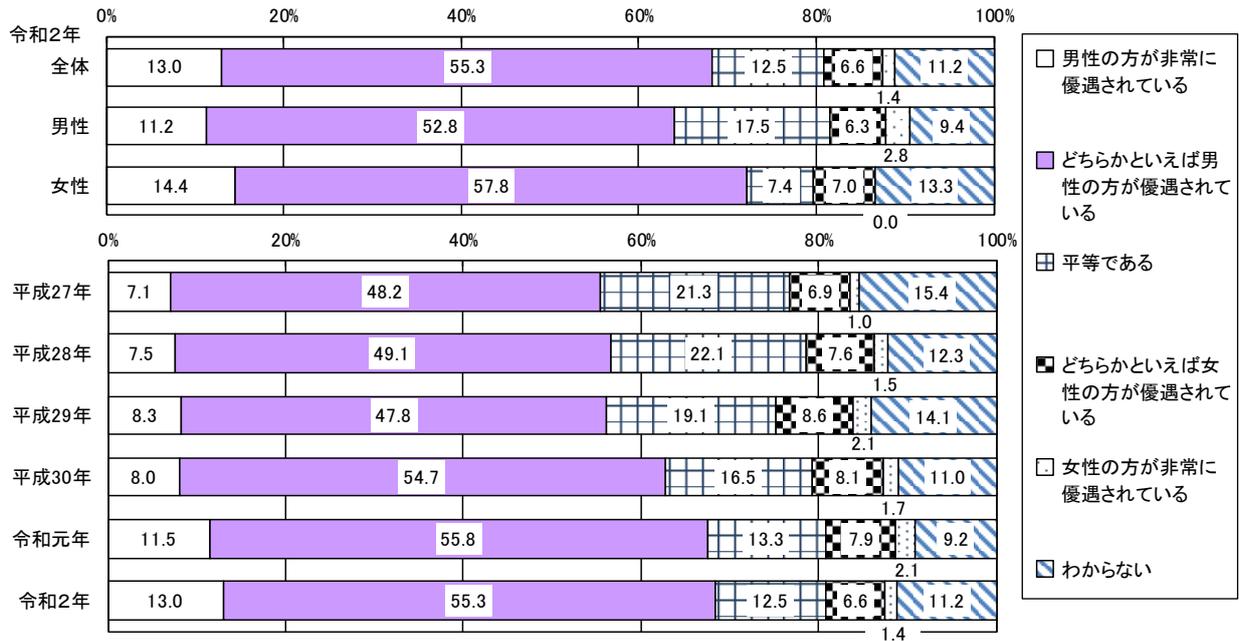


②社会全体における男女の地位の平等感について

令和2年度に県が実施したe-モニター調査において、「あなたは、社会全体で、男女の地位が平等になっていると思いますか」と尋ねたところ、全体では「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が68.3%となり、男性優遇感が高くなっています。同項目の回答を男女別で見ると、女性は72.2%とさらに高く、男性を8.2ポイント上回っています。

「平等である」の割合は、全体では12.5%とまだまだ低い状況にあり、男女別で見ると、男性が女性を10.1ポイント上回るなど、男女で意識の差があることが読み取れます。

社会全体で、男女の地位が平等になっていると思うか



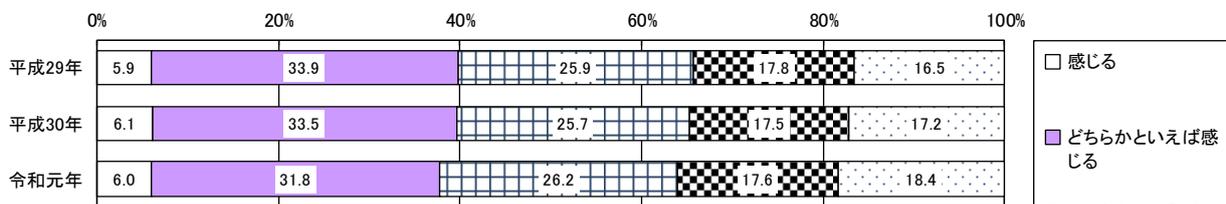
※「e-モニター調査」から作成

③社会参画について

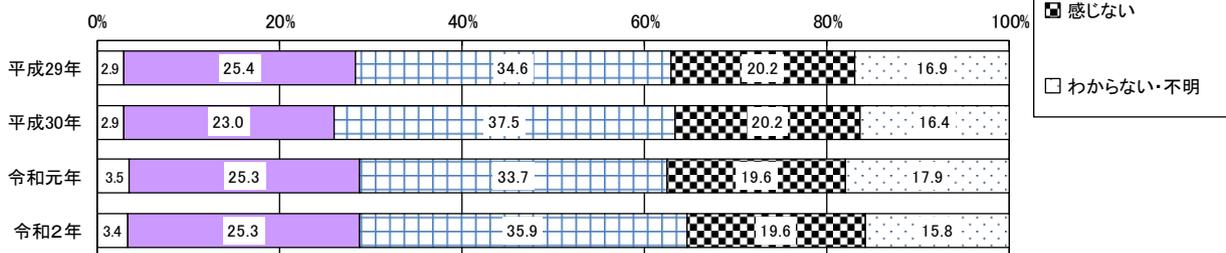
令和元年度に県が実施した「みえ県民意識調査」において、「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じますか」と尋ねたところ、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた割合は37.8%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合わせた割合は43.8%と、依然として「実感している」層と「実感していない」層とが拮抗しています。

また、令和2年度に実施した同調査において、「性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できていると感じますか」と尋ねたところ、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合わせた割合が55.5%と、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた割合の28.7%を大きく上回りました。

あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じるか



性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できていると感じるか

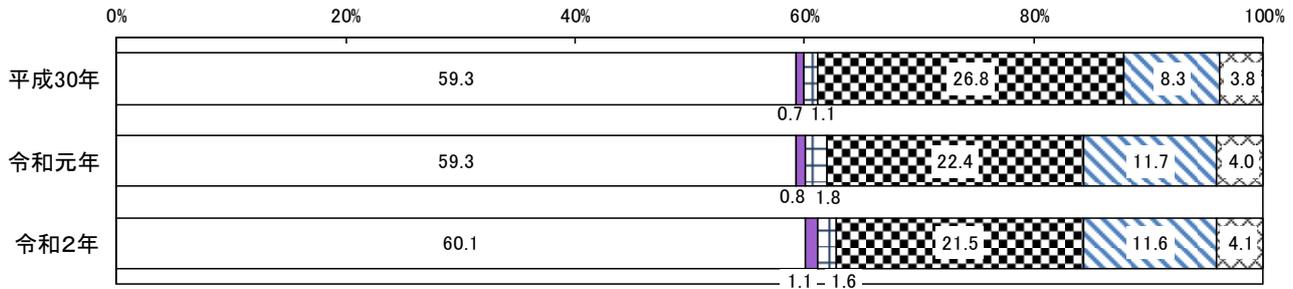


※「みえ県民意識調査」から作成

④女性の職業への関わり方について

女性の職業への関わり方について、令和2年度に県が実施したe-モニター調査において、「女性が結婚・出産した場合の働き方についてどのようにお考えですか」と尋ねたところ、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」という「継続型」が60.1%と最も高くなっています。

女性が結婚・出産した場合の働き方についてどのように考えるか



- 産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける(キャリアを継続する)方がよい
- 結婚するまでは働くが、その後は働かない方がよい
- 妊娠・出産までは働くが、その後は働かない方がよい
- 妊娠・出産したら一旦退職し、子育てが落ち着いたら再び働く方がよい
- その他
- 分からない

※「e-モニター調査」から作成